

商品先物取引 2010年12月中 取引本証拠金額一覧

2010.11.25 現在

取引所が定める「取引本証拠金基準額」、及び当社が適用する「取引本証拠金額」は下記の通りとなります。

■ 東京工業品取引所

市場	銘柄	取引所が定める 基準額	当社が定める 本証拠金額	呼値と その値段	倍率
貴金属	金(標準品)	105,000円	105,000円	1gあたり1円	1,000倍
	金(ミニ取引)	14,000円	14,000円	1gあたり1円	100倍
	銀	39,000円	39,000円	1gあたり10銭	10,000倍
	白金(標準品)	82,500円	82,500円	1gあたり1円	500倍
	白金(ミニ取引)	22,000円	22,000円	1gあたり1円	100倍
	パラジウム	52,500円	52,500円	1gあたり1円	500倍
石油	ガソリン	105,000円	105,000円	1klあたり10円	50倍
	灯油	105,000円	105,000円	1klあたり10円	50倍
	軽油	105,000円	105,000円	1klあたり10円	50倍
	原油	105,000円	105,000円	1klあたり10円	50倍
ゴム	ゴム	82,500円	82,500円	1kgあたり10銭	5,000倍
日経・東工取商品指数	商品指数	60,000円	60,000円	0.1ポイントあたり500円	5,000倍
中京石油※	ガソリン	21,000円	21,000円	1klあたり10円	10倍
	灯油	21,000円	21,000円	1klあたり10円	10倍

注) 1枚当たりの金額です。口座をお持ちのお客様はFormulaにてご確認ください。

※取引定時増証拠金について

- ・金(金ミニ取引を除く)の10年12月限は取引定時増証拠金105,000円が必要です。銀の10年12月限は取引定時増証拠金39,000円が必要です。白金(白金ミニ取引を除く)の10年12月限は取引定時増証拠金82,500円が必要です。パラジウムの10年12月限は取引定時増証拠金52,500円が必要です。
- ・金、銀、白金及びパラジウムの11年2月限は12月24日以降、取引定時増証拠金(10年12月限と同額)が必要となります。
- ・ガソリン、灯油及び軽油の11年1月限は定時増証拠金105,000円が必要です。
- ・ガソリン、灯油及び軽油の11年2月限は12月27日以降、取引定時増証拠金(11年1月限と同額)が必要となります。
- ・ゴムの10年12月限は取引定時増証拠金82,500円が必要です。
- ・ゴムの11年1月限は12月22日以降、取引定時増証拠金(10年12月限と同額)が必要となります。

ひまわり証券株式会社

商品先物取引業(経済産業省 平成21・12・09 商第7号、農林水産省指令 21 総合第1516号)

日本商品先物取引協会会員

■お客様専用フリーコール ※Formula内に記載(7:30~翌4:00/土日祝日除く)

■口座開設に関するお問合せ 0120-86-9686 (8:00~18:00/土日祝日除く)

